

# 蘭越町再生可能エネルギー推進協議会 (第2回)

## 議 事 録

日時 平成28年11月2日(水) 13時30分～14時20分

場所 蘭越町役場 3階委員会室

## 蘭越町再生可能エネルギー推進協議会議事録

### 1. 開催日時

平成28年11月2日（水） 13時30分～14時20分

### 2. 開催場所

蘭越町役場 3階委員会室

### 3. 出席委員

委員長	宮谷内留雄（蘭越町長）
副委員長	福村正見（蘭越町農業委員会 会長）
委員	大村昭一（尻別風力開発（株） 代表取締役）
	浦野勝義（寿都町漁業協同組合港町漁業協力会 会長）
	藤井 覚（JA ようてい蘭越支所長）
	牛尾広之（南しりべし森林組合 参事）
	西條久義（港町連合町内会 会長）
	桶矢雅彦（御成連合町内会 会長）
	見上 伸（（株）日立パワーソリューションズ北海道支店）
	佐藤伸治（北海信金蘭越支店 支店長）
オブザーバー	菅井 剛（北海道農政事務所 課長補佐）
	寺本昌広（北海道農政事務所 バイオマス事業係長）
	萩野重二（後志総合振興局林務課 主査）
説明員	後藤正美（日本風力開発（株） 立地開発部付部長）
事務局	北川淳一（蘭越町総務課参事）
	福岡直樹（蘭越町総務課 まちづくり推進係長）
	高田将志（蘭越町総務課 まちづくり推進係主事）
	福岡 敦（蘭越町総務課 まちづくり推進係事務補）

### 4. 欠席委員

委員 山本里志（尻別川内水面漁業協同組合長）

## 5. 会議に付された案件

- 1) 蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画（素案）について
- 2) 尻別風力開発発電事業に係る進捗状況について
- 3) 今後のスケジュールについて
- 4) その他

## 6. 会議の概要

事務局（北川）	<p>御案内の時刻となりましたので、ただ今から、第2回蘭越町再生可能エネルギー推進協議会を開催いたします。</p> <p>本日は御都合によりお二人の方が欠席をされています。尻別川連絡協議会の山本組合長、そして後志総合振興局の農務課さんでございます。</p> <p>本日の会議の時間は、おおよそ1時間程度を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>では、会議の開催に当たりまして、宮谷内蘭越町長から、御挨拶を申し上げます。</p>
委員長（町長）	<p>本日は大変御多用のところ、また、足元の悪いところを御出席いただき、ありがとうございます。いよいよ当地も、冬の到来を感じさせる時期を迎えました。</p> <p>さて、本協議会は、5月27日にこの協議会を立ち上げ、協議会の役割とスケジュールについて確認させていただいたところであります。</p> <p>そして、今回の、第2回の会議では、本協議会の大きな役割の1つであります本町の「再生可能エネルギー推進基本計画」、いわゆる「基本計画」の作成に向け、その素案を提示し、内容について協議をいただくこととしております。</p> <p>この基本計画は、農山漁村の活性化につながる再生可能エネルギー発電の促進について、その基本的な方針をはじめ、発電設備の整備を促進する区域、農林漁業の振興に寄与する売電収益の活用、発電設備の撤去や原状回復の費用負担などの重要事項を定めるもので、今後、発電事業者が本町で事業を進めていく上での大きな指針となるものであります。</p> <p>この基本計画が成案となった後は、発電事業者からの設備整備計画書の提出が予定されており、その認定のための審査を行うこととなります。そうしたスケジュールについても、のちほど説明させていただき、今後の、本町における再生可</p>

	<p>能エネルギー発電が円滑に促進されますよう、関係する皆さんの御理解と御協力をお願いする次第です。</p> <p>おわりに、私事となりますが、私は、本日の会議が最後の出席となります。皆様には、これまでの御支援に厚く感謝を申し上げます。後任の町長には、この協議会の運営が円滑に進むよう、しっかりと引き継いでまいります。</p> <p>では、本日の会議、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局（北川）	<p>これより議事に入ります。議事の進行は、協議会条例及び要綱の規定により、委員長である町長が務めることとなっておりますので、宮谷内町長に進行をお願いいたします。</p>
委員長（町長）	<p>◎議事1 蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画（素案）について</p> <p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>では、議事の（1）蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画（素案）について、を議題といたします。事務局より、説明願います。</p>
事務局（北川）	<p>説明の前に、本日配布の資料を確認させていただきます。資料は、全部で5つあります。</p> <p>1つは、会議次第を記載した議案。2つ目が「資料1」としております「蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画」の素案。3つ目が、右上に「参考」と表示しておりますが、「基本計画（素案）の考え方」についての資料。4つ目が尻別風力発電事業に係る進捗状況の資料。そして最後が「資料2」として今後のスケジュール表であります。無い資料がありましたら、お知らせください。</p> <p>では、資料1を御覧ください。表紙をめくっていただきますと、目次がございます。この基本計画で定めている項目は、9つあります。それらは、そのほとんどが農林漁業再生可能エネルギー法という法律と農林水産省令に基づいた「法定項目」となっております。これらについて、これから説明をしてまいります。</p> <p>説明につきましては、資料の「参考」と表記した「基本計画（素案）の考え方について」をもとに説明いたしますので、そちらを御覧ください。</p> <p>上から順に申し上げます。1の基本計画において定める事項については、先ほど申し上げたとおり、全部で9項目あり、そのほとんどが法定項目となっております。</p> <p>2の「作成に当たって本町が配慮すべき事項」は2つござ</p>

います。その1つは、ここでは「農山漁村再エネ法」と記載していますが、その法律に基づく「基本方針」と「ガイドライン」が示されており、おおむねその内容に沿って、さらに、地域の実情を反映して作成するものであります。

配慮の2つ目は、寿都町の基本計画との整合性を図るというものであります。寿都町の基本計画は7月に策定済みであります。その中の「尻別風力発電」については、本町と同じ事業者の計画でありますので、その事業計画に係る基本計画の内容については、本町の基本計画と食い違いがあってはならない、その意味での「整合性」を必要としております。

そうした2つの配慮事項を踏まえて、以下9つの項目について、記述したものと御理解ください。

なお、本日配布した「基本計画（素案）」と「素案の考え方」については、事前にお示ししておりますので、お目通しただけのものとして、説明させていただきます。

では、項目1の「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」、いわゆる「基本方針」から申し上げます。

この項目の記載のポイントは、市町村の未利用資源の賦存状況、つまり潜在的に存在する資源の状況や、土地の利用状況、再生可能エネルギー発電の導入可能性などを踏まえ、市町村においてどのような再生可能エネルギー発電を促進していくのかなどを明らかにするものであります。

そこで、本町の基本計画では、まず、再生可能エネルギーとして活用できる未利用の資源が多くあり、その賦存量は大きいということを述べて、その中で風力発電について、記述しております。

具体的には、風力による発電については、沿岸部において導入ポテンシャルは高いものの、系統連系などの経済的・技術的課題により、これまで推進されてこなかったが、それらの課題を克服し、風力による発電が可能となれば、再生可能エネルギー発電の供給地として、本町がその役割を担っていくことが可能となる。

本町が再生可能エネルギー発電の供給地として、その役割を持続的に果たしていくためには、基幹産業である農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電の導入と促進が重要と考える。

本町の農林漁業の振興・発展には、地域の特性に応じた

様々な取組が必要であり、そうした取組による地域の活性化に資するための再生可能エネルギー発電の導入と促進を図っていくことを本町の再生可能エネルギー推進の基本方針とする、としております。

なお、今後、風力発電の増設、風力発電以外の再生可能エネルギー発電の事業化等が見込まれた場合は、それらをこの基本計画に反映させるものであります。

次は、項目2の「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」についてです。

ここでの記載のポイントは、発電設備や変電所などの付属設備の整備を促進する区域について、その所在と面積等について明らかにするとともに、整備区域の外縁が明確な図面により示すこととしております。

では、図面の方から説明いたします。資料1の「基本計画素案」の後ろに区域図が3枚添付しています。その1枚目、全体の区域図を御覧ください。全体図については、前回の会議でもお示ししておりますが、今回作成した図面は、区域の外縁をより分かりやすくしたものであります。

図面を1枚めくっていただいて、2枚目は発電設備の促進区域です。尻別川を挟んで、港町側に5基、字共栄側に0.5基、0.5基というのは、本町と寿都町との境界に1基建設することから、折半して0.5基としております。これが発電機の位置を示した図です。

3枚目の図面は、昆布に建設する変電所と、その周辺の図面です。中央に青く四角く枠取りしたところが変電所、その左側に赤線で表記しているのが送電網です。こういったルートを通して昆布変電所、既設の電力事業者の設備につなげていくものです。

では、先ほどの説明資料に戻っていただきます。この表の右側の備考欄の風力発電とその付属設備である変電所、送電線、搬入路ごとの区域について、その所在及び面積を示しております。下の送電線と搬入路については面積を記載しておりませんが、それは、それぞれ延長距離が相当長く、その面積を求めることの実益性は低いと判断したためであります。

続きまして項目の3つ目です。ただいま御説明した再生可能エネルギー発電設備の種類と規模を示す項目です。

この基本計画では、現在の事業計画の内容を記載しております。説明は省略いたします。

続きまして項目の4つ目です。項目は、現時点で計画がありませんので、「特になし。」としております。説明は省略いたします。

次に5つ目の項目になります。この項目は、本町の利益に関わる事項となりますが、「再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項」です。

ここでは、再生可能エネルギー発電の促進が本町の農林漁業の健全な発展に寄与する取組につながる仕組みを構築するものであります。

基本計画では、町は、農林漁業の健全な発展に資するため、発電事業者の売電収益の一部を基金化し、地域の農林漁業の振興に寄与する事業等に活用する。

当該基金を活用する事業等については、適宜見直しを行い、地域の幅広い農林漁業の振興を図るとしてあります。

この部分については、寿都町と同じ内容としてあります。

次は、6つ目の項目の「自然環境との調和その他発電の促進に際し配慮すべき重要事項」であります。

ここでの記載のポイントは、自然環境の保全との調和のほか、景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和の観点から、特に配慮すべき事項について記載するものであります。

基本計画においては、事業者が実施する環境影響評価（環境アセスメント）においては、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項について、自治体への意見照会や専門家、有識者等の意見を踏まえて対応することとされている。

よって、環境影響評価の経た事業については、改めて、本協議会での協議を要せず、経済産業大臣の環境影響評価書の確定通知をもって、本協議会における協議に替えるものとしてあります。

この内容についても、寿都町と同じくしております。ただし、本町の地域特性を踏まえて、特に配慮が必要と認める事項については、今後、本協議会での協議事項とするものであります。

次は、7つ目の項目であります。表題が長いので要約しますと、農山漁村の活性化を図るための発電設備の規模や雇用の創出などの目標の設定とその評価について記載すると

しております。

まずは、目標に関する事項ですが、ここでの記載のポイントは、農山漁村の活性化を図るために必要な再生可能エネルギー発電設備の設備容量、総発電量、再生可能エネルギー発電による所得の向上や雇用の増大などについて、目標として設定するものです。

そこで、基本計画では、再生可能エネルギー発電による地域の所得の向上や雇用の創出などについては、現時点で具体的な目標を掲げることは困難であることから、発電設備の設備容量、総発電量に関する数値を目標として設定しております。

尻別風力発電事業計画では、本町及び寿都町の区域に合わせて11基、総出力を25,300kwとしており、当面は、その数量を発電の促進目標とし、目標の達成時期を平成33年度としました。

次は、目標の達成状況についての評価であります。記載のポイントとしては、基本計画の作成主体である市町村が、目標の達成度合いや改善すべき点等について評価することが重要であることから、その方策について記載するものであります。

そこで、基本計画では、毎年度、認定された設備整備計画、これは事業者が作成するものですが、その計画における実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況等）を調査する。

なお、目標が達成されない場合は、原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じる、としています。

次に、法定項目としては最後となります、8の「発電設備の撤去及び原状回復」に関する事項です。

ここでのポイントは、再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に当該発電設備が放置されないよう、設備の撤去に係る費用負担等について定めるものであります。

基本計画では、再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が直ちに土地を原状回復する義務を負い、当該原状回復に係る費用の全額を負担する。

市町村が設備整備計画の認定審査を行う際には、地権者と設備整備事業者で締結する契約条項に原状回復項目が記載されているかを確認する。

設備整備事業者は、撤去するために積み立てた金額を協議会が適宜把握できるよう、適切な措置を講ずる、としており



	<p>ます。</p> <p>この部分についても、寿都町と同じ内容としております。</p> <p>最後、9は法定事項ではありませんが、この地域の健全な発展と再生可能エネルギー発電の促進に関して、必要な事項として定めるものであります。</p> <p>再エネ法及び同法省令に基づく記載事項（法定事項）のほか、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関して、必要な事項を定めるものであります。</p> <p>基本計画では、次の5項目を記載しております。</p> <p>①ホームページ等による周知ということで、蘭越町再生可能エネルギー推進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、町ホームページや広報等により広く周知する。</p> <p>②設備整備計画の認定に関することです。市町村が設備整備計画の認定審査を行う際は、その内容が市町村の基本計画に適合するものであることのほか、必要な資金の確保が見込まれていること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約事項等を確認する。</p> <p>また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付する、としております。</p> <p>③設備整備計画の認定の取消しに関することです。故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合その他認定整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合は、その認定を取り消す。</p> <p>④については説明を省略いたします。</p> <p>⑤基本計画の変更、今後のことですが、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しようとする区域の追加及び変更、設備整備事業者による設備整備の提案などにより、今後、必要が生じた場合は、速やかに基本計画の見直しを行う。</p> <p>以上です。9項目について説明させていただきました。内容に対してよろしく御審議をお願いいたします。</p>
<p>委員長（町長）</p>	<p>素案について説明が終わりました。これに関して、御質問、あるいは御意見はありませんか。</p>
<p>委員（見上）</p>	<p>確認とお願い事項があるのですが、技術者として素案中の出力の単位（kW）を正式なもので統一してほしい。</p> <p>基本計画は蘭越町自身の計画として再生可能エネルギー</p>

	<p>を推進するものと捉えているのですが、再生可能エネルギーとして利用できる未利用資源の中に水力が入っていないのは理由があるのですか。尻別川で小水力発電など可能性があると思いますがいかがですか。</p>
事務局（北川）	<p>それについてお答えします。私の手元に蘭越町地域新エネルギービジョンというものがございます。平成18年の2月に策定したものでございまして、その中で本町の再生可能エネルギーの可採量、賦存量について記載された部分がありまして、大きい順に稲わら、未利用間伐材、風力、太陽光、太陽熱、地熱とあり、水力は下位のため、あえて記載しませんでした。</p>
委員（見上）	<p>基本計画を拝見して、先ほどの説明の中で送電線や搬入路については現在詳細が不確定のため2Pの表には記載しませんでしたと説明がありましたが、6P以降に送電線などが記された図が載っていて整合性が取れていないのでは？</p> <p>また6Pの区域図と7Pの詳細図で地図の送電線、特に港町から引かれている線が統一されていないようなので合わされた方が良くと思います。</p>
事務局（北川）	<p>まず、2Pの表と5Pの表の整合性についてですが、5Pの表の面積の数値は送電線、搬入路における道路敷、河川敷以外の民有地のみの数値のため、あえて2Pの表には載せませんでした。</p> <p>しかし、御指摘いただきましたので、そのような表記がふさわしいか今一度整理させていただきたいと思っております。図面の関係についても改めて整理をしてしっかりとしたものにしていきたいと思っております。</p>
委員（見上）	<p>あと1点なんですけど、3Pの目標に総出力として寿都町さんの分も合わせた数値である25,300kWと書かれています。この場合に蘭越町さんの側だけを書くのが正しいか、全体の数値を書くのが正しいかわかりませんが、他のページの表記と統一された方が良くないかなと思いました。</p>
事務局（北川）	<p>承知いたしました。ここについても今一度整理させていただきたいと思っております。</p>
委員長（町長）	<p>他にございませんか。</p> <p><b>【無しの声あり】</b></p> <p>◎議事2 尻別風力開発発電事業に係る進捗状況について</p> <p>次に、(2) 尻別風力発電事業に係る進捗状況について、を議題といたします。事業の計画者であります「尻別風力開</p>

	<p>発株式会社」より説明願います。</p>
説明員（後藤）	<p>御説明させていただきます。</p> <p>尻別風力発電事業の進捗状況につきましては、現在環境アセスメントを進めております。来年の4月に評価書確定に向け評価書のとりまとめを進めております。本来、当初予定ですと今年の12月を予定していましたが、当該地域については山の地形特有の風の乱流等が多く、地域に適した発電機の機種を検討しています。最終的には経済産業省の風力発電所のサイト毎に風力発電について認証を受けなければ機種を決定できませんが、そのために環境アセスメントが遅れています。</p> <p>地質調査については風力発電所建設予定地の全調査が終わっています。</p> <p>用地測量に関しても現在、現地の測量はすべて終わりました。最終的な面積数値の指示を出すことによって測量図として完成できるという形でございます。</p> <p>設計業務については、基礎の設計は外部発注を予定しています。工事に携わってくるところに基礎の設計もお願いするという形で調整しており、遅れている状況です。</p> <p>送電線についても今回約40kmの送電線になります。基本的な調整は終わりましたが、電柱の立つ位置などの詳細設計をこれから実施する予定であります。基本ルートが確定しておりまして、多少民地に入るところがございます。その地権者との交渉を進めておりまして、現在蘭越町外にお住まいの方2名が残っています。</p> <p>電力会社さんとの関係については接続検討申し込みを28年3月に提出済みでございます。これについては、もともと電力会社との接続に関しては実証試験という形で当選案件でございますので、つなげることは確定しております。</p> <p>本年4月から電気事業法が新たに変わりました。私ども風力事業者が電気事業者になることが出来るようになりました。尻別風力開発に関しても現在、電気事業者の登録を行っています。流れ的には、電力広域的運用推進機関への加入届は提出済みで受理されまして、今、経産省の北海道経産局に発電事業者届出書を提出しております。これが受理されますと発電事業者になります。以降は11～12月に電気事業者になれるという形で動いています。</p>
委員長（町長）	<p>事務局からの説明が終わりました。これに関して、御質問、</p>

	あるいは御意見はありませんか。
副委員長（福村）	基本ルート確定で2名の方と交渉中とのことですが、いつ終わる予定ですか。
説明員（後藤）	一人は〇〇にお住まいの方で、病氣中なので待つてほしいと言われておまして、その方の体調に合わせて交渉します。もう一人は〇〇にお住まいの方で現在アポイントを取っています。
委員長（町長）	私から聞いてもいいですか。送電線について、鉄塔を立てるところを言っているのか、送電線の行くところはどこの土地になるかの地上権のことを言っているのですか。
説明員（後藤）	<p>現在お願いしているのは送電線といっても電柱のことで、建設課さんにも道路占用という形でお願いしています。道路占用で対応できない部分を民地の中に電柱を立てさせてもらうよう交渉しております。</p> <p>基本的には権利設定があるのですが、電力会社も電柱については権利設定を行っていない状況です。その中で今後事業を行うゆえに銀行から資金を借りるということもあって、どのように権利設定を行うか、あるいは行わないか調整しながら決めていきたいと思っております。</p>
委員長（町長）	<p>他に何かありますか。</p> <p><b>【無しの声あり】</b></p> <p>◎議事3 今後のスケジュールについて</p> <p>続きまして、(3) 今後のスケジュールについて、を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局（北川）	<p>スケジュールの説明をいたします。事業スケジュール表という横長の表を御覧ください。内容については事業者さんと説明があった部分と重なるところがありますのでその部分は説明を省略させていただきたいと思えます。</p> <p>協議会の欄を御覧ください。一番左の設置というところで5月に設置しまして、そこから基本計画の策定ということで現在は素案について審議いただいているところです。基本計画につきましては、年内に成案を得たいということで12月に最後の全体協議会を開催いたしまして、基本計画を決定させていただきたいと考えてございます。</p> <p>その基本計画が策定された後、今度は事業者の方から設備整備計画というものが町に提出されます。この中には工事における技術的な側面、あるいは資金的な側面等の専門的な観点からの審査が必要と考えておりますので、協議会といたし</p>

	<p>ましては全体会議ではなくて専門的なことに関係のある委員の皆さんに専門部会というような形で御出席をいただき御協議をいただく予定としております。その整備計画の認定を今年度中、来年の3月を目途に認定したいということでございます。</p> <p>そこでこの協議会は活動が一旦終了するわけでございますけれども、その後につきましても、それぞれの事業の推進状況の確認ですとかそういった部分の協議、あるいは必要に応じて臨時的な会議が必要になってくる場合があるかと考えておりますので、その際には会議を招集させていただきたいと考えてございます。協議会の内容については以上です。</p> <p>工事の関係は来年の6月以降、アクセス道路、風車、送電線、変電所の工事を進めて平成31年5月を目途に終了いたしまして、その後試運転、調整を行ってから平成31年10月から運転開始と、このようなスケジュールとなっております。以上で説明を終わります。</p>
委員長（町長）	今後のスケジュールについて説明が終わりました。これに関して、御質問、あるいは御意見はありませんか。
委員（見上）	問題ないと思いますが、工程表の中でヤード設計見直しが11月まで入っていますが、見直す部分が大きく出て面積の記載が変わる可能性はないということでしょうか。
説明員（後藤）	はい、そうです。
委員長（町長）	<p>よろしいですか。御質問ないということで先に進んでよろしいですか。</p> <p><b>【無しの声あり】</b></p> <p>皆さんの方から、全体を通して、何かお尋ねになりたいことなど、ありましたら、御発言ください。</p> <p>また、オブザーバーの方からも、何かございましたら、御発言をお願いいたします。</p>
オブザーバー（荻野）	スケジュールの許認可について。発電事業について記載がありました。送電事業の手続きはとるのですか。
説明員（後藤）	送電事業を別に届け出るということはなく、一括で発電事業者として処理されます。
委員長（町長）	<p>それでは、本日予定されましたすべての議事が終了いたしました。これで、第2回の協議会を終了いたします。</p> <p>お忙しい中、本日の御出席、誠にありがとうございました。今後もしよろしくお願いたします。</p>